

ヒトの幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いる ヒト胚作成研究に係る合同会議（第3回）	参考資料5
令和8年2月 25 日	

ヒトの幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いるヒト胚作成研究に係る 合同会議の開催について

1. 背景・目的

令和7年8月26日、総合科学技術・イノベーション会議生命倫理専門調査会において、「ヒトの幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いるヒト胚の作成について」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

同報告書では、将来的に、ヒトでも幹細胞から生殖細胞が作成され、それを受精させてヒト胚を作成できるようになる蓋然性が高く、このような方法で作成されたヒト胚は、母胎にあれば胎児となり、「人」として誕生し得る存在となると考えられることから、現状の研究目的でのヒト胚の取扱いに従った取扱いが必要であるとして、具体的な取扱いを定め、その取扱いに沿った適切なルールの下での基礎的研究については、容認して差し支えないとされた。また報告書では、当該研究を可能とするため、関係省庁（こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省）において関係する倫理指針を改正することを求めている。

これを受けて、こども家庭庁こども家庭審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会、文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会及び厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる遺伝性・先天性疾患研究に関する専門委員会による「ヒトの幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いるヒト胚作成研究に係る合同会議」（以下「合同会議」という。）を開催し、関係指針の見直し案の取りまとめを行う。

2. 運営方法

合同会議の運営については、以下のとおりとする。

（1）合同会議の座長について

合同会議の座長は、各専門委員会の座長、主査及び委員長のうちから互選により選任する。

また、座長に事故があるときは、合同会議の委員のうちからあらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

（2）会議及び会議資料の公開について

会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして、会議の開催において非公開とすることが適当であると合同会議が認める案件を検討する場合は、非公開とする。

（3）議事録の公開について

会議の開催においては、原則として会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、（2）のただし書きの場合には、議事概要を公開する。

（4）参考人について

座長は、特定の事項を検討するために必要があるときには、適当と認める者を参考人として合同会議に招致し、意見を求めることができる。

(5) その他

会議開催の議事の手続その他運営に関し、(1) ～ (4) 以外に必要な事項は、座長が定めることとする。